

令和4年度 事業報告書

自 令和4年4月 1日

至 令和5年3月31日

社会福祉法人 鶯鳴会

1. 事業所の名称 ヘルパーステーションもみの木
〈居宅介護事業・行動援護・同行援護事業・重度訪問介護事業・移動支援事業〉
〈訪問介護事業・介護予防・日常生活支援事業〉
〈福祉有償運送〉

2. 事業所所在地 三重県名張市西原町2590-8

3. 職員体制

従業員の職種、員数

人 員	管理者	他事業所を兼務	1名
	従業員	サービス提供責任者(常勤・専従)	1名
		訪問介護員(常勤・専従)	1名
		(非常勤・専従)	7名
	訪問介護員(非常勤・専従)	9名	
		※登録ヘルパー	

4. 利用者数 27名(令和5年3月31日現在)

5. 年間利用状況

○障害福祉サービス

利用者数(延べ)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
身体 介護	354	366	363	364	365	359	364	378	324	362	342	392
家事 援助	12	14	12	17	12	15	14	16	11	14	14	17
通院 介助	11	13	11	10	7	15	8	9	16	9	11	11

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
行動 援護	15	15	16	16	15	16	16	13	15	16	14	16
同行 援護	10	9	10	6	6	9	6	8	8	7	10	7
重度 訪問 介護	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
移動 支援	85	81	91	83	60	82	90	92	90	96	95	104
訪問 介護	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介護 予防	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

活動時間数(延べ)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
身体 介護	319.5	328.5	323.5	329.0	340.0	324.5	329.5	337.5	287.5	332.5	308.0	353.0
家事 援助	10.0	13.5	10.0	14.5	10.0	12.5	14.0	13.5	9.5	14.0	12.0	15.0
通院 介助	13.0	16.0	14.5	14.5	11.0	21.5	10.5	15.5	25.5	11.5	15.5	15.5
行動 援護	13.5	14.0	14.0	15.0	14.0	14.5	15.5	12.0	14.0	15.0	12.5	15.0
同行 援護	24.0	29.0	27.5	20.5	19.0	29.0	24.0	28.0	21.0	24.5	27.5	26.5
重度 訪問 介護	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
移動 支援	171.5	161.5	174.0	172.5	132.0	158.0	174.5	170.5	158.0	167.5	165.5	189.5

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
訪問 介護	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介護 予防	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

○有償福祉運送

走行距離(延べ)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
690.3	821.5	828.8	752.7	604.0	783.3	642.0	789.0	827.0	562.8	714.9	658.2

乗車人数(延べ)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
70	67	72	59	47	61	49	50	64	54	55	56

6. サービス内容

①居宅介護事業

- ・身体介護(食事介助、入浴介助、排泄介助、洗髪<洗髪器を利用>、手浴、足浴、清拭、共に行う家事<自立支援>等)
- ・通院等介助(通院等又は官公署並びに相談支援事業所への移動の為の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診などの手続き、移動の介助)
- ・家事支援(調理、洗濯、掃除、買い物など)

令和4年度も引き続き感染症対策を行いながら支援を行った。
精神状態悪化の為、契約解除(1件) ※詳細は総括に記載。

②行動援護事業

- ・障害により行動に困難を要する方(多動・他害行為等)へ危険を回避するための援助や外出時の移動の補助(通院、理容・美容院付き添い、余暇支援)

引き続き、人混みを避けるなどの感染症対策を行った。自傷行為による怪我等は

絶えなかったが、電車を見るなど自分の好きな時間を過ごす事は本人にとって欠かせない時間になっている様子。

③同行援護事業

- ・視覚障害により、移動に著しい困難を要する方への支援(通院、理容・美容院付き添い、余暇支援等)
- ・視覚的情報の支援(代筆、代読等)

昨年度から心身の不調が続いている利用者への対応について、担当ヘルパーや相談支援センターと情報共有を図りながら支援を行う事が多かった。ご家族との関係も悪化し、一時は他府県への移住も考えられていたが、話し合いの末円満に解決され、本人の状態も良い方向へ向かっている。状態が悪い時は、昼夜関係なく連絡が入り、時には心無い言葉を浴びせられる事もあった為、支援者の精神的負担が大きかったが、状態が落ち着いてきた頃に「心配かけてごめん。ありがとう」とのお言葉を頂いた。

④重度訪問介護事業

- ・重度身体障害の方への身体介護、通院介助、移動支援
- ※令和5年3月末現在利用者なし

⑤移動支援事業

- ・通院、理容・美容院への付き添い
- ・余暇支援(買い物、カラオケ、ボウリング、地域でのイベント等の参加)

昨年度に引き続き、感染症対策を行いながら出来るだけ本人の希望に添えるように外出を行った。

⑥訪問介護(介護保険)

- ・身体介護(食事介助、入浴・排泄介助、洗髪<洗髪器を利用>・手浴・足浴・清拭・共に行う家事<自立支援>等)
 - ・生活援助(調理、洗濯、掃除、買い物など)
- ※令和5年3月末現在利用者なし

⑦介護予防・日常生活支援事業(介護保険)

- ・身体介護、生活援助
- 要支援の認定を受けられた方を対象に利用者の方が行う生活行為を増やして要

介護状態になる事を予防する。家事の代行ではなく利用者の自立を促すよう働きかける。

※令和5年3月末現在利用者なし

⑧福祉有償運送

・他者の介助なしに移動する事が困難であり単独でタクシー等の公共交通機関を利用する事が困難な方に対し有償にて移送サービスを提供する。

【対象となる方】

- ①身体障害者手帳をお持ちの方
- ②介護保険法による要介護認定者
- ③介護保険法による要支援認定者
- ④知的障害、精神障害、その他の障害を有する方

※③④に該当する旅客には、付き添い・見守り等の介助なしにはタクシー等の公共交通機関の利用が困難である方を含み、④の「その他の障害を有する方」には、発達障害、自閉症、学習障害を含む。

昨年度も一年間無事故で終わることが出来た。新型コロナウイルス感染症対策の為、換気・消毒を徹底した。

8. 連絡調整

- ・サービス提供責任者と各担当ヘルパーとの連携強化を図るために、サービスごとの指示書の発行、直接対面での口頭での指示を行った。
- ・ヘルパー同士の連携はもとより、鶯鳴会の職員として各事業所間での協力・連携を図り、より良い支援に繋がるよう努めた。
- ・ケース会議等を定期的に行い利用者の状態の変化、家庭環境等の変化を把握し、支援内容の見直しが必要かどうかの検討をその都度行った。
- ・業務により会議に出席できなかったヘルパーにも会議の内容を伝達し情報の共有を図った。

9. 技術向上関係

- ・定期的なミーティングの中で、支援に対しての姿勢や普段抱えている悩み等、お互いに意見交換することでヘルパー同士の連携を図り、より良い支援に繋がるよう努めた。
- ・支援時の介助方法や支援方法等についてもヘルパー同士確認し合い、介助者、利用者双方の負担を軽減し安全に行えるよう研修を重ねた。
- ・全事業所対象の内部研修などで知識を深めた。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響もあったが、出来る限り外部研修へ参加した。

10. 健康管理

- ・検温(2回/1日)と、訪問時から戻った際の手洗い・うがいの徹底、インフルエンザ予防接種(10月)、新型コロナワクチン予防接種(4回目/R4.8月～9月、5回目/R4.11月)を行った。
- ・新型コロナウイルス感染症対策の為、マスクの装着と手洗い後のアルコール消毒を徹底した。また、訪問するヘルパーは手袋とアルコール消毒を常に携帯した。

11. 防災対策

- ・消防署との連携により、多機能型事業所と合同の防災訓練を行った。
- ・業務終了時における電気器具の電源の点検、訪問時の電気、水道、ガス器具、戸締り等の確認を徹底した。

12. 防犯対策

- ・警察署との連携により、多機能型事業所と合同の防犯訓練を行った。
- ・移動支援に出かけるヘルパーに対して防犯ブザーと笛を携帯し、利用者とヘルパー自身の安全を確保した。

13. 苦情(要望)関係

- ・苦情受付担当と苦情解決責任者を設置し、福祉サービスの苦情要望に適切に対応し、サービスの向上に努めた。

○苦情(令和4年4月～令和5年3月)→1件

○要望(令和4年4月～令和5年3月)→0件

【内容】自宅での見守りの際、ヘルパーと本人と一緒に戸締りをして家を出るが、部屋の電気が点いたままだった。

【対策】必ず電気が消えているか等の確認を行ってから戸締りをするよう周知徹底した。

14. 総括

令和4年度も新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、支援を行った。8月に法人内で数人の職員と利用者数名が新型コロナウイルスに感染したが、前回令和4年2月に感染拡大したことが教訓となり、被害はさほど広がらず終息を迎えた。その後も感染が広がることはなく、また令和5年5月に5類感染症に

移行となったが、引き続き手洗い・消毒の徹底、マスクの着用をするなど感染防止対策を行っていく。

職員体制としては、昨年度から「報連相の徹底」を達成させるため、令和4年度もチャットワークの活用と、会議などで顔を合わせた際に「なんでも話せる時間」を設けた。しかし、その日その時間に話をしないと忘れてしまうという声もあった為、今後は緊急時以外でも、気軽にリアルタイムで連絡相談出来るよう連携を取っていきたい。日々、利用者と1対1で支援を行う為、その利用者の状態によりヘルパー自身の精神状態も不安定になりかねない場合もあり、その際は1人で背負い込んでしまいそうな状態を回避するためにもヘルパー同士で話し合い、少しでも精神的負担の軽減を図るよう努める。

利用者の状態については、他事業所で被虐待者となった利用者 A さんが精神状態の悪化により県内の精神科病院へ入院となり、当事業所において通院等介助と移動支援を利用されていたが、契約解除となった。

また、同行援護利用者の状態が不安定で、ヘルパーに対するハラスメント的発言も多々あったが、ゆっくりと話を聞かせて頂き、落ち着いていただくという事を繰り返し行った。また支援が困難と感じた場合は相談支援センターへ相談し、助言を求めながら対応を行った。現在は落ち着いたが、不安定な状態が繰り返されるため、各関係機関と情報を共有しながら支援を行っていきたい。